

令和元年7月銚子市教育委員会定例会議事録

1 日 時

令和元年7月24日(水)

午後3時30分 開 会 午後3時55分 閉 会

2 場 所

銚子市役所 3階庁議室

3 出席委員

教育長	石 川 善 昭
委 員	伊 藤 晴 美
委 員	鈴 木 猛 志
委 員	八 角 憲 男
委 員	安 藤 清

4 出席職員

学校教育課長	北村 卓	社会教育課長	林 秀行
学校教育課主幹(教育総務室長)	佐久間洋子	社会教育課主幹(生涯学習室長兼文化館長)	春山 敏郎
学校教育課課長補佐	小関 宏昌	学校教育室長	井上 新治
学校給食センター所長	高木 利雄	青少年指導センター所長	網中 昭仁
市民センター所長	高塚 優	公正図書館長	山谷憲一郎
スポーツ振興室長(兼体育館長)	飯笹 博充	文化財・ジオパーク室長	小川 正俊
銚子高等学校事務長	高森 良文		

5 議題等

議案第8号 令和2年度使用義務教育諸学校の教科用図書の採択について

議案第9号 令和2年度使用銚子市立高等学校用教科用図書の採択について

6 議事の内容

【教育長】 開会宣言 午後3時30分

ただいまより、令和元年7月銚子市教育委員会定例会を開会いたします。

では、直ちに本日の会議を開きます。

はじめに、議事録の承認についてお諮りいたします。

6月21日に開催いたしました令和元年6月教育委員会定例会の議事録を事前にお配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めますので、当該議事録について承認いたします。

【教育長】

次に教育委員会に関する報告をいたします。

【教育長】

(別添資料により報告)

【教育長】

続きまして、令和元年度銚子市文化祭日程について、市民センター所長より報告させます。

【市民センター所長】

市民センターで開催されます、令和元年度銚子市文化祭の日程についてご報告いたします。10月12日土曜日から13日日曜日にかけて書道展、華道展、陶芸展、茶席が開催されます。19日土曜日から20日日曜日にかけて美術展、写真展、短歌展、俳句展が開催されます。また20日日曜日には短歌大会、俳句大会が開催されます。26日土曜日には音楽・合唱部門、27日日曜日にはカラオケ部門、11月2日土曜日から3日日曜日にかけて日本舞踊部門、9日土曜日から10日日曜日にかけて音楽・ダンス部門が開催されます。なお、10月26日から3週にわたり開催される芸能会は、昨年度までは休止いたしました文化会館で開催していたものを市民センターで開催するもので、生涯学習室が担当いたします。昨年度の芸能会の参加団体は87団体でしたが、今年度は63団体、対前年比72パーセントの予定となっております。また、文化祭初日の10月12日土曜日午前9時から開会式を予定しており、後日、市長、教育長、教育委員の皆様はじめ関係者に対して書面で出席依頼のご案内をいたします。報告は以上でございます。

【教育長】

続きまして、社会教育施設の受動喫煙について、社会教育課長より報告させます。

【社会教育課長】

社会教育施設の受動喫煙防止対策 についてご説明いたします。「望まない受動喫煙」をなくすことを目指し、本年7月1日から改正 健康増進法が施行されました。このことは、6月号の広報「ちょうし」で市民の皆様にもお知らせしたところです。市役所や学校、病院などは、第一種施設として、施設及び敷地内の禁煙となりました。社会教育施設は、法律上は、多数の者が利用する第二種施設として、令和2年4月から屋内禁煙が適用されることとなります。しかし、社会教育施設は、受動喫煙による健康への影響が大きい幼児、児童、生徒も利用する教育施設であるということを考慮し、市民の健康の保持・増進を図るため、市役所等と同様に、7月1日から、従前の施設の屋内に加え、駐車場を含む敷地内の禁煙を実施いたしました。なお、体育館・野球場は、前宿町公園の敷地内に立地しているため、体育館・野球場の敷地内という線を引けませんので、施設の屋内及び施設周辺区域を禁煙とし、受動喫煙を防止する区域を、図で掲示しています。なお、体育館と野球場の間の駐車場は、前宿町の公園敷地内であり、禁煙とはなっていません。1月前の6月1日から、周知のための掲示を各施設に行い、7月1日に灰皿を撤去いたしました。現在のところ、受動喫煙防止区域

における喫煙や市民からの苦情等は、ありません。以上です。

【教育長】

報告事項は以上です。ただいまの報告事項について質問等ありませんか。

【伊藤委員】

文化祭についてですが、バレエ等の大きな舞台でないと難しい団体はどうなっていますか。

【生涯学習室長】

団体によりましては、舞台のステージが限られていることから、人数の多い団体や大きな舞台が必要な団体は申し込みを控えているようです。

【伊藤委員】

それが、20団体くらい減っている理由ですか。

【生涯学習室長】

そうです。

【教育長】

市民センター以外で各団体が別の場所や千葉科学大学の体育館を借りたりしている団体はありますか。

【生涯学習室長】

そういうことは聞いていません。

【教育長】

教育委員より報告することがございましたら、お願いします。

【教育長】

それでは、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、安藤委員、伊藤委員を指名します。

【教育長】

続きまして、日程第2及び日程第3を議題といたしますが、委員の皆さんにお諮りします。議案第8号並びに議案第9号につきましては、教科書採択の案件で、公表前のため審議は非公開にし、公表が9月1日となっているため、議事録の公開は9月1日以降にいたしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めます。

よって議案第8号並びに議案第9号は非公開とし、議事録への記載はしないこととします。この際、暫時休憩いたします。関係職員以外は退席をお願いします。

《 職 員 退 室 》

【教育長】

休憩に前に引続き、会議を開きます。

日程第2 議案第8号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第8号「令和2年度使用義務教育諸学校の教科用図書の採択について」ご説明申し上げます。本議案は、令和2年度に本市の小・中学校及び小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書を採択するものであります。教科用図書いわゆる教科書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の第14条、施行令第15条から4年間は同一のものを採択することになっております。小学校は平成27年度から4年間、中学校は平成28年度から4年間、同一の教科書を採択しなければならないこととなります。また、特別支援学級用の教科用図書につきましては、毎年採択することとなっております。採択にあたりましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、第12条、第13条により、県が設定する採択地区で協議会を設けて、同一のものを採択することとなっております。銚子市、旭市、匝瑳市の3市が同一地区で、5月31日と7月1日の2回にわたり海匠採択地区協議会が開催され、小・中学校用教科用図書、及び特別支援学級用の教科用図書の選定が行われました。資料の1ページをご覧ください。小学校用教科用図書は、平成27年度に採択されてから、4年を経過した昨年度が採択の年でありましたが、令和2年度から完全実施となる新学習指導要領の関係でこれまで同じ教科書の採択が行われました。したがって、今年度、新たにすべての教科書について採択をすることとなっております。教科書の選定に際しましては、海匠採択地区協議会が調査員を委嘱し、その報告をもとに協議がなされた上で、資料のとおり選定が行われました。続いて2ページをご覧ください。中学校用の教科用図書ですが、これらは本来であれば、今年度が採択の年にあたりますが、昨年の小学校同様、令和3年度の新学習指導要領完全実施を見据え、次年度が採択の年となります。したがって、今年度は今までと同一の教科書を採択していただくこととなります。道徳につきましても昨年度新たに採択されましたが、無償措置法第14条によって、昨年度と同一の教科書を採択しなければならないとされていますので今年度も教育出版の教科書を採択していただきます。次に、3ページにあります文部科学省著作の特別支援学校用教科書、知的障害児童生徒用についてですが、これを、小・中学校の特別支援学級用として、毎年採択しております。本市の特別支援学級では、各学校とも通常の教科書を無償給付し、この文部科学省著作の教科用図書につきましては、実態としては給付されておられません。ただし、今後の可能性を踏まえて、今年度も採択していただくこととなります。また、特別支援学級では、その実態から、一般の図書を教科書に代わって無償給与することができます。小・中学校の教科用図書や文部科学省著作の教科用図書でも児童生徒の実態に合わない場合は、それらに代わって絵本等の一般図書を無償で給付できるといふものでございます。この一般の図書は、使用する児童生徒の実態が替わることから、

毎年選定をして、採択するということになっております。次に、資料の4ページから7ページをご覧ください。この一覧の図書は、千葉県により選定されたものでございます。この中から、地域の実態にあわせて選定することになりますが、表の右の欄に○印がついておりますものが、海匝採択地区協議会で選定された図書であります。これまで、本市では、この一般の図書を教科用図書として無償給付した実績はございませんが、こちらも、今後の可能性を鑑みて採択していただく必要がございます。以上で議案第8号の説明を終わりますが、採択結果につきましては、教科用図書の採択期間が、法令で8月31日までと決められておりますことから、8月末までは、非公開とさせていただきます。資料につきましても審議終了後回収させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

質疑なしと認めます。

【教育長】

これより採決をいたします。議案第8号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり決しました。

【教育長】

続きまして日程第3 議案第9号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第9号「令和2年度使用銚子市立高等学校用教科用図書の採択について」提案理由を説明します。本議案は、「銚子市立銚子高等学校」で使用される教科用図書、いわゆる教科書を採択しようとするものです。高等学校の教科書は、銚子市立高等学校管理規則第16条の規定により、毎年、学習指導要領に基づいて編集され、文部科学省の検定を経た教科書の中から、生徒の実態や能力に適合し、かつ、学校の教育目標の実現に資するものを校長が選定し、それを受けて、教育委員会が採択するものです。別紙の「令和2年度使用高等学校教科書選定理由書」をご覧ください。これは、校長により選定された教科書の一覧を示したものです。今回、市立高校において選定された教科書は、普通教育に関する教科では、国語が3点、地理歴史が6点、公民が3点、数学が5点、理科が7点、保健体育が1点、芸術が9点、外国語が5点、家庭が1点、情報が1点の計41点でございます。専門教育に関する教科では、数学が3点、理科

が2点、理数が2点、家庭が1点の計8点になります。以上で議案第9号の説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。なお、資料につきましては、のちほど回収させていただきますので、併せてお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

質疑なしと認めます。

【教育長】

これより採決をいたします。議案第9号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり決しました。

この際、暫時休憩いたします。

《 職 員 再 入 室 》

【教育長】

休憩前に引続き、会議を開きます。

ただいまの議事の結果を申し上げます。

採決を行いまして、議案第8号並びに議案第9号は、原案のとおり決しました。

【教育長】 閉会宣言 午後3時55分

以上をもちまして、令和元年7月銚子市教育委員会定例会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和元年8月28日

署名委員 伊 藤 晴 美

署名委員 安 藤 清